



週間情報



No.2710

発行日 平成27年3月10日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

消防本部の動き

行事

◆ 文化財防火ゼミナールを開催

奈良市消防局（奈良）

奈良市消防局では、文化財防火週間初日の平成27年1月23日（金）、興福寺において、市民127名が参加して文化財防火ゼミナールを開催しました。

興福寺会館において、能美防災株式会社大阪支社文化財推進室の百田茂さんから「文化財の防災設備について」、興福寺執事長事務取扱の多川良俊さんから「興福寺の被災と復興」と題して講演をいただき、文化財の歴史や大切さの再認識と防火防災意識の啓発・高揚を図りました。

講演後は、国宝三重塔の周囲に設置された放水銃からの一斉放水を見学した後、国宝館に場所を移し国宝の「阿修羅像」をはじめ多くの文化財を鑑賞しました。



【文化財防火ゼミナールの様子】

◆ 名古屋市消防長が東海ラジオを訪問 ～春の火災予防運動ポスター協力へのお礼～

名古屋市消防局（愛知）

名古屋市消防局では、平成27年2月9日（月）、堀場消防長が東海ラジオを訪問し、平成27年春の火災予防運動ポスターのモデルを務めたラジオパーソナリティの宮地佑紀生さん、神野三枝さんと約30分間、ポスター協力へのお礼と火災予防の大切さについて語り合いました。

堀場消防長から「ポスターで呼び掛けている住宅用火災警報器を、台所だけでなく寝室にも設置を広めたい。」と話す中、お二人も「ラジオでリスナーの皆さんに設置を呼び掛けます！」と力強く語ってくれました。



【東海ラジオ訪問の様子】



【春の火災予防運動ポスター】

◆ 災害派遣医療チーム（DMAT）との初の合同訓練を実施**小樽市消防本部（北海道）**

小樽市消防本部では、阪神・淡路大震災から20年目を機に、平成27年1月8日（木）、解体予定の旧市立小樽病院を使用し、消防隊（5隊21名）と新小樽市立病院災害派遣医療チーム（DMAT：医師1名、看護師2名、事務調整員1名）が参加する初の合同訓練を実施しました。

この訓練は、解体途中の鉄筋コンクリート造6階建の建物が、大規模な地震が発生したことで崩落し、多数傷病者が発生したという想定で行われました。刻々と変化する現場をできるだけ再現し、DMATにより救出された要救助者のトリアージや建物内要救助者の観察と処置、コンクリート塊の下敷きになった要救助者への緊急医療処置など、消防隊とDMATとの実戦的な連携手順を改めて確認しました。

今後も消防隊の技術向上及びDMATとの連携をさらに強化していきたいと考えています。

**【DMATとの初の合同訓練を実施】****◆ 文化財防火デーに伴う訓練を実施****羽咋郡市広域圏事務組合消防本部（石川）**

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部羽咋消防署では、平成27年1月24日（土）、25日（日）の2日間、羽咋市内の重要文化財（豊財院、永光寺、気多大社、妙成寺）において、火災防ぎょ訓練を実施しました。

訓練には、地元消防団、建造物の関係者及び自衛消防隊等の総勢約250名が参加しました。羽咋市内の重要文化財は23件で、石川県内で2番目に多い保有数となっています。歴史ある建造物を対象とした訓練では、日頃感じることをできない緊張感があり、地域住民の宝である重要文化財を守ろうと関係機関が相互に連携を図り懸命に取り組みました。

今後も、親しみがあり貴重である重要文化財を火災、震災等の災害から守り抜く熱い思いを忘れることなく、文化財への愛護思想の高揚に努めていきます。

**【妙成寺での放水の様子】**

◆ 多数傷病者対応訓練を実施

さいたま市消防局（埼玉）

さいたま市消防局見沼消防署及び岩槻消防署では、2月9日（月）、東大宮自動車学校において、国際興業株式会社運輸事業部さいたま東営業所と合同で、「市内を運行中の路線バスと車両が関係する交通事故により多数の負傷者が発生した」との想定でブラインド型の多数傷病者対応訓練を実施しました。

バス運転手の119番通報、事故発生時における活動拠点設置、先着隊の初動体制の確立、仮救護所の設置及び傷病者のトリアージなど実災害に即した有意義な訓練を実施することができました。

今後も実戦的な訓練を継続的に実施し、更なる活動能力の向上と各部隊との連携強化を図ります。



【多数傷病者対応訓練の様子】

研 修 等

◆ 国際消防救助隊員研修を実施

高知市消防局（高知）

高知市消防局では、平成27年1月19日（月）、東消防署において、国際消防救助隊員研修を実施しました。

この研修は、年間を通して計画的に実施しており、国際消防救助隊登録隊員以外の職員も参加可能な研修で、同登録隊員が外部研修等で得た最新の技術及び知識を当市消防局内全体で共有できる研修となっています。

今回の研修では、INSARAG（国際捜索救助諮問グループ）で導入予定の大規模災害時における統一的な活動標示（マーキング）、また、ダーティーブリーチングの手法を中心に座学及び実技を実施しました。

今後も関係機関との合同訓練等を含め、本研修を継続していきたいと考えています。



【国際消防救助隊員研修を実施】

そ の 他

◆ 中古消防自動車等海外寄贈式を実施

いわき市消防本部では、平成27年1月23日（金）、中古消防自動車等海外寄贈式を実施しました。

この事業は、今年度から開発途上国に対する国際協力の推進を目的として行うもので、中古消防ポンプ自動車3台及び救急自動車2台を寄贈したところです。

今後も、このような活動を積極的に継続していきます。

いわき市消防本部（福島）



◆ 市内の24時間営業のコンビニにAEDを設置

長久手市消防本部（愛知）

長久手市消防本部では、平成27年2月9日（月）、当市内の各コンビニエンスストア事業者とAED（自動体外式除細動器）の設置に関する締結式を行いました。

これにより、平成27年3月1日（日）から当市内にある24時間営業の全てのコンビニエンスストアに設置場所を提供していただき、当市がAEDを設置しました。

当市内の公共施設にAEDは既に設置されていますが、閉館時などは使用できず、AEDの設置場所においても認知度が低いことから、市民がいつでも使用できるよう広く普及させることが課題でした。

今回、365日24時間営業しているコンビニエンスストアにAEDを設置することでいつでも使用できるようになります。また、コンビニエンスストアは看板の視認性が高いことや、店舗の場所が広く普及していることから、AEDを持ち出しやすい環境が整います。救急車が到着するまでの間に少しでも早くAEDを活用でき、一人でも多くの命が救われることが期待されます。



【AEDの設置に関する締結式の様子】

◆ メールアドレスの変更について

- 95018 さつま町消防本部（鹿児島）
新メールアドレス shobo-soumu@satsuma-net.jp
平成27年3月6日から運用開始

◆ 消防本部の住所変更等について

- 32009 上野原市消防本部（山梨）
新住所 〒409-0115 上野原市松留514番地8
新電話番号 0554-62-4112（下線部が変更箇所）
※ 理由 消防庁舎移転のため
平成27年3月9日から運用開始
- 94603 県央地域広域市町村圏組合消防本部（長崎）
新住所 〒854-0051 諫早市鷺崎町221-1（下線部が変更箇所）
新メールアドレス syoubou119@kenoukumiai.nagasaki.jp
※ 理由 消防庁舎移転のため
平成27年3月10日から運用開始

国等の動き

消防庁通知等

◆ 「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について （2月27、消防予第81号）

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項後段の規定については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成20年8月28日消防予第200号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日付消防予第131号）により解釈及び運用をお願いしているところです。

今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「368号政令」という。）による令の改正により、令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物並びに（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたことから、これらの防火対象物の用途に供される部分に対し、368号政令等による改正後の消防用設備等に係る技術上の基準が適切に適用されるよう、41号通知を下記（省略）のとおり改正することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

- 全文は、消防庁ホームページ
http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270227_yo81.pdf に掲載されています。

◆ **消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について**
(2月27、消防予第82号)

予防庁次長より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）が平成27年2月27日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施行に当たり、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした防火対象物の用途に供される部分以外の部分における自動火災報知設備等の技術上の基準の整備を行うとともに、火災発生時に避難が困難な者を主として入所させる有料老人ホーム等の用途に供される部分が存する特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の技術上の基準について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項（省略）に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2702/pdf/270227_yo82.pdf) に掲載されています。

報道発表

◆ **平成27年度消防防災科学技術賞の作品募集（3月3日、消防庁）**

消防庁では、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、「消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。

なお、募集の詳細につきましては、応募要領（別添）（省略）をご参照ください。

【募集区分】

(1) 消防職員・消防団員等による応募

- ・「消防防災機器等の開発・改良」
- ・「消防防災科学に関する論文」
- ・「原因調査に関する事例報告」

(2) 一般による応募

- ・「消防防災機器等の開発・改良」
- ・「消防防災科学に関する論文」

【表彰及び賞】

審査の結果、優秀な作品には表彰状及び副賞を消防庁長官より授与します。

【応募受付期間】

平成27年4月1日（水）～5月8日（金）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/03/270303_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 消防庁消防研究センター研究企画室
担当：渡邊、和田

◆ 第3回国連防災世界会議における消防庁の取組（3月4日、消防庁）

○第3回国連防災世界会議

平成27年3月14日（土）から18日（水）まで、仙台市において第3回国連防災世界会議が開催されます。国連防災世界会議は、国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議であり、第1回（1994年、於：横浜）、第2回（2005年、於：神戸）の会議ともに日本で開催されています。第2回会議では、2005年から2015年までの国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組」が策定されるなど、大きな成果をあげています。第3回国連防災世界会議では、兵庫行動枠組の後継枠組の策定が行われる予定で、延べ4万人の参加者が見込まれています。

（1）本体会議

本体会議は国連主催の会議で、「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定に向けて議論する「全体会合」と各国の閣僚等により防災全般の展望を議論する「政府間対話」（計8セッション）、有識者により個別のテーマについて議論する「ワーキングセッション」（計33セッション）で構成されます。

（本体会議への消防庁の参画については、決定次第、別途お知らせします。）

（2）関連事業

会議期間中には、政府機関、地方自治体、NPO、NGO、大学、諸団体などが主催する復興防災をテーマとしたシンポジウム・展示などの関連事業が多数開催されます。消防庁は、総合フォーラムと、日本の優れた消防技術を紹介する消防救助演習及び消防車両等の屋外展示を実施します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/03/270304_houdou_1.pdf）に掲載されています。

【問い合わせ先】

（本体会議及び関連事業の2について）国民保護・防災部参事官付
担当：永作国際協力官、原口係長
（関連事業の1について）国民保護・防災部地域防災室
担当：岡地課長補佐、小山田事務官

◆ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（平成27年3月1日現在）（3月9日、消防庁）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況につきまして、平成27年3月1日時点の状況を第151報にとりまとめましたのでお知らせします。

なお、被害報全文については、消防庁ホームページ

（http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html）に掲載しています。

○ 全文は、消防庁ホームページ

（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/03/270309_houdou_1.pdf）に掲載されています。

【問い合わせ先】 応急対策室

担当：五十嵐、安西、原、近藤

情報提供

◆ 平成26年度補正予算（第1号）に係る消防防災施設整備費補助金の交付決定（第2次分）（3月6日、消防庁）

消防庁は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、消防防災施設整備費補助金について、本日、次のとおり交付決定を行いました。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/info/2015/20150306-1.pdf>）に掲載されています。

◆ 全国の消防本部に「高齢者住宅防火対策啓発資料、火災事例・イラスト・グラフ素材データ集」（CD-R）を送付

一般財団法人日本防火危機管理促進協会

住宅防火対策推進協議会（事務局一般財団法人日本防火危機管理促進協会）では、平成26年度事業として、高齢者住宅防火啓発のパフレットなどの作成に活用できる「高齢者住宅防火対策啓発資料、火災事例・イラスト・グラフ素材データ集」（CD-R）を全国の消防本部に送付しました。

内容は、①高齢者火災事例47事例、②高齢者住宅火災ヒヤリハット事例65事例、③住宅防火防災のイラストデータ97個（PDF・JPG）、④高齢者火災等に関するグラフデータとなっています。



【素材データ集（CD-R）】

【問い合わせ先】

住宅防火対策推進協議会
（一財）日本防火・危機管理促進協会
港区 虎ノ門 2-9-16 日本消防会館内
担当 小河原
TEL： 03-3593-2823
FAX： 03-3593-2832
E-mail： ogawara@boukakiki.or.jp

※ 消防庁各課室の直通電話番号は（<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>）に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail： weekly@fcj.gr.jp